

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

広島市健康福祉局 高齢福祉部
介護保険課事業者指導・指定担当課長

令和7年度前期分の特定事業所集中減算に係る手続きについて（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護等のサービスについて、紹介率が最高である法人（以下「紹介率最高法人」という。）の名称等について記載した書類（「特定事業所集中減算に係る届出書」）を作成することになっています。

ついては、次のとおり令和7年度前期分（判定期間：令和7年3月1日～令和7年8月31日）の「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、その結果、訪問介護等の4サービスのうちのいずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が80%を超えている場合には「特定事業所集中減算に係る届出書」を提出し、80%を超えていない場合には「申出書」を提出してください。

また、次のとおり「特定事業所集中減算に係る届出書」等を事業所に5年間保存してください。

1 提出及び保存する書類

区 分	提出する書類	5年間保存する書類
特定事業所集中減算に係る届出書を作成した結果、80%を超えている事業所	特定事業所集中減算に係る届出書（※1）	・特定事業所集中減算に係る届出書 ・特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書（※2） ・居宅サービス計画数の計算票（任意）
特定事業所集中減算に係る届出書を作成した結果、80%を超えていない事業所	申出書	・特定事業所集中減算に係る届出書 ・居宅サービス計画数の計算票（任意）

※1 別添「正当な理由の範囲等について」を確認の上、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合は、当該理由を記載してください。なお、正当な理由に該当していても、いずれかのサービスで80%を超えていれば、「特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要となります。

届出書は計画への位置づけがなかったサービスも含め、全ページを提出してください。

※2 正当な理由がある場合において、「適切なケアマネジメントを通じ利用者の希望を勘案した」ことのみを正当な理由とする場合に作成が必要となります。

注 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表の提出について

次の場合は、提出が必要となります。

- ① 令和7年4月から減算となっていたが、令和7年10月から減算とならない場合
- ② 令和7年4月から減算となっていなかったが、令和7年10月から減算となる場合
- ③ 新規の事業所で、令和7年10月から新たに減算となる事業所（例：令和7年5月1日に新規指定された事業所でかつ減算となる事業所）

作成する書類の様式、記入例及びQ&Aは広島市ホームページからダウンロードしてください（ダウンロードできない場合は、下記の問い合わせ先に連絡してください）。書類の作成に当たっては、記入例及びQ&Aを必ず参考にしてください。

<掲載場所>

ページ番号：1011474（広島市トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 加算の確認・届出 > 特定事業所集中減算に係る手続き）

2 特定事業所集中減算の判定対象となるサービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

※ 地域密着型通所介護に関しては、通所介護と合わせて算出しても構いません。

※ 「特定事業所集中減算に係る届出書」の作成に当たっては、記入例を必ずご確認ください。

3 提出期限

令和7年9月12日（金）（必着）

4 提出（郵送又は持参）先・問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係

住所：〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話：082-504-2721（ダイヤルイン）